

奈良県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
増田整形外科	橿原市川西町一五九―一	令和七年一月二十六日
土居歯科医院	吉野郡吉野町大字立野二二二	令和七年六月一日
佐野歯科医院	生駒市中菜畑一丁目一七〇―四	令和七年八月三十一日
松尾歯科医院	大和高田市北本町七―二七	令和七年八月三十一日
なの花薬局高田駅前店	大和高田市本郷町二―二	令和七年八月三十一日